

1 地域医療支援病院について

1.1 発足の経緯

地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関として、平成9年の第三次医療法改正において創設された。

1.2 求められる4つの機能

- ① 紹介患者に対する医療の提供(かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む)
- ② 医療機器の共同利用の実施
- ③ 救急医療の提供
- ④ 地域の医療従事者に対する研修の実施

1.3 承認要件

- 紹介患者中心の医療を提供していること
 - ① 紹介率 80%を上回っていること
 - ② 紹介率が 65%を超え、かつ、逆紹介率が 40%を超えること
 - ③ 紹介率が 50%を超え、かつ、逆紹介率が 70%を超えること
 - 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること(共同利用のための専用病床の確保など)
 - 救急医療を提供する能力を有すること(24 時間体制での重症救急患者の受入れ及び病床の確保、救急搬送患者の受入数が原則として年間 1,000 人以上、必要な診療施設)
 - 地域医療従事者に対する研修を年間 12 回以上行っていること
 - 原則として 200 床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること
- 等

1.4 任意に求められる取組み

- 病院の機能について広域を対象とした第三者による評価を受けていること
- 逆紹介を円滑に行うための退院調整部門を設置すること
- 地域連携クリティカルパスを策定するとともに、地域の医療機関に普及させること
- △ 情報通信技術を用いた病診連携等(とびうめネット等)
- △ 地域の看護学校実習生を受入れること

※ △印は本県が独自に報告を求めている取組み

2 国における地域医療支援病院の見直しについて

2.1 地域医療支援病院のあり方に関する検討会における議論の整理

(1) かかりつけ医等を支援する機能について

- 地域医療構想の達成に向けて、地域医療支援病院は、「新公立病院改革プラン」または「公的医療機関等 2025 プラン」を策定し、地域医療構想調整会議で協議することとなっており、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ、地域医療支援病院でなければ担えない分野へ重点化することが求められている。
- 郡市区医師会等への実態調査によれば、地域により、様々な医療機能が不足していると認識されている。（「医師確保に資する体制整備」、「周産期医療」、「小児医療」、「在宅診療」等の機能の不足）

(2) 医師の少ない地域を支援する機能について

- 地域医療支援病院には、地域医療を支援する病院として、医師の少ない地域を支援する機能が求められている。（医師派遣機能や、プライマリ・ケアの研修・指導体制の確保等）

2.2 医療法施行規則等の改正の内容

- 地域医療支援病院のあり方に関する検討会における議論の整理等を踏まえ医療法施行規則の一部が改正され、地域における医療の確保を図るために地域医療支援病院の管理者が行うべき事項として、「都道府県知事が定める事項」が追加された。
 - 具体的には、地域の実情を踏まえつつ、病床の機能の分化及び連携を推進する観点から、どのような責務を追加するべきか、地域医療構想調整会議において協議するとともに都道府県医療審議会の意見を聴くこととされた。
- ※ 地域医療支援病院が現に実施していない事項を責務として追加する際には、2年程度の間責務を果たすことが求められ、その後も責務を果たせない場合は、地域医療支援病院の承認を取り消すことができるとされている。

3 都道府県知事が定める事項の検討について

3.1 地域医療構想調整会議における協議

- 地域医療構想調整会議において地域で不足している医療や必要となる医療について協議し、地域における医療の確保を図るために地域医療支援病院の管理者が行うべき事項としてどのような責務を追加すべきか検討する。
- 具体的には、地域医療支援病院に求められる機能や取組み、あり方検討会における議論の整理及び国の通知で示された事項の例も参考にしながら、地域の実情に応じて協議することになる。

※ 都道府県知事が定める事項の例

- ① 医師の少ない地域を支援すること。
 - ② (近接している医療機関と競合している場合は、)医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。
 - ③ 平常時からの準備も含め、新興感染症がまん延し、又はその恐れがある状況において感染症医療の提供を行うこと。
 - ④ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。
- 各調整区域の地域医療構想調整会議における協議を受けて、全県又は複数の区域間で調整が必要な事項については、県地域医療構想調整会議において協議を行う。

【協議・検討する際の留意事項】

- 知事が定める事項は、地域医療支援病院の管理者が行うべき「責務」であり、全ての地域医療支援病院が果たさなければならない義務となるものであること。
- 知事が定める事項は、今後、地域医療支援病院に報告を求め、評価していくことから、検証可能な具体的な記載とすること。
- 地域医療支援病院が現に実施していない事項を責務として追加する際には、2年程度の間責務を果たすことが求められていること。
- 知事が定める事項は、常に地域の実情に応じた責務とするため、必要に応じて地域医療構想調整会議において協議し、責務の見直しを検討すること。